○文部科学省告示第三十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十日　文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	地域
下野谷遺跡	東京都西東京市東伏見六丁目	二七二番五、二七二番九のうち実測七〇〇・三五平方メートル、二七二番一二、二七二番四七、二七二番六九、二七三番一のうち実測二六一九・四八平方メートル、二七三番三のうち実測五五四・一三平方メートル、二七三番四、二七三番一〇、二七三番一三、二七三番四九、二七三番五〇、二七三番五二、二八二番一 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を東京都教育委員会及び西東京市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
橘樹官衙遺跡群	神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台 同　宮前区野川字東耕地	四一五番二、四一五番五、四一五番八、四一六番一、四一六番三、四一六番四、四一六番五、四一六番六、四一七番四、四一七番五、四二三番一、四二三番二、四二三番六、四二三番七、四二三番九、四二四番二、四二四番四、四二四番五、四二四番六、四二五番一、四二五番二一、四二五番三、四二五番四、四二五番六、四二六番一、四二六番二、四二六番三、四二六番四、四二六番六、四二七番二、四二八番一、四二八番二、四二八番三 四一六番二、四一六番三、四一六番四、四一六番五、四一六番六、四一六番一六、四一七番一、四一七番二、四一八番一、四一八番三、四一八番一〇、四一九番一、四二〇番一、四二一番一、四二二番一、四二三番一 神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台四一五番八と同四一六番五に挟まれ同四一七番五と同四二五番三に挟まれるまでの道路敷、神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地四一七番一と同四二〇番一に挟まれ同四一七番三と同四二〇番二に挟まれるまでの道路敷、同四二〇番一と同四二一番一に挟まれ同四二〇番二と同四二一番二に挟まれるまでの道路敷、同四二二番一と同四二二番二に北隣する道路敷を含む。
下寺尾官衙遺跡群	神奈川県茅ヶ崎市下寺尾字西方	一三七番一、一三九番一、一四〇番一、一四四番三、一四五番一、一四六番一、一四七番、一四八番、一四九番一、一四九番二、一四九番四、一四九番五、一四九番八、一五〇番一、一五〇番三、一五一番一、一五一番三、一五一番四、一五一番五、一五一番七、一五一番八、一五三番一、一六五番一、一六五番二、一六六番、一六七番一、一六七番二、一六九番二、一七一番二、一七一番三、一七一番四、一七一番六、一七一番七、一七一番八、一七一番九、一七一番一〇、一七三番、三八八番一、三八八番二、三八九番二、三九〇番二、三九〇番三、四〇六番一、四四七番一、四四七番二、四四七番三、五一五番一、五一五番四、五一五番五、五一五番六、五一五番七、五一五番八、五一五番九、五四九番二、五四九番三、五五六番、五九二番一、五九二番二、五九二番三、五九四番一、五九四番二、五九六番三、五九六番五 右の地域に介在する道路敷、神奈川県茅ヶ崎市下寺尾字西方一四九番四と同三九〇番三に挟まれ同一七三番に北接するまでの道路敷、同一五一番一と同一五三番一に挟まれ同一六九番一と同三九〇番三に挟まれるまでの道路敷、同一六五番二と同一六九番一に挟まれ同一六七番二と同一六九番二に挟まれるまでの道路敷、同三八九番二に西接する道路敷、同四〇三番と同五一五番四に挟まれ同四四七番二に南接するまでの道路敷、同五一五番一と同五九四番二に挟まれ同五一五番四に北接するまでの道路敷、同五一五番六に東接し同五四九番三に南接する道路敷、同五四九番三に北接する道路敷、同五九一番と同五九二番二に挟まれる道路敷を含む。
東京湾要塞跡 猿島砲台跡 千代ヶ崎砲台跡	猿島砲台跡 神奈川県横須賀市猿島 千代ヶ崎砲台跡 同　西浦賀六丁目	一番 一七番一、一七番二、一七番三、一七番四、一七番五、一七番六のうち実測一〇六・六四平方メートル、一七番八、一八番一、一八番二、一八番三、一八番四、一八番五、一八番六、一九番一、一九番二、一九番三、一九番四、一九番五、二〇番三、二〇番四、三一番五、三二番三、三三番二 右の地域に介在する道路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を神奈川県教育委員会及び横須賀市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
加茂遺跡	石川県河北郡津幡町字加茂ろ 同　字加茂は 同　字舟橋い 同　字舟橋イ	一八番、二〇番、二五番一、二六番、二七番、二八番、二九番、三〇番、三一番、三二番、三三番、三四番、三五番、四五番、四六番一、四六番二、四七番一、四七番二、四七番三、四八番、四九番、五〇番、五一番一、五一番二、五二番、五三番、五四番、五五番、五七番、五九番、六一番一、六二番一、六三番、六四番、六五番、六七番一、六七番二、六八番、七〇番、七一番、七二番、七三番、七四番、七五番、七六番、七七番、七九番、八〇番、八一番、八二番、八三番、八四番、八五番、八六番、九〇番、一〇一番、一一〇番、一一一番一、一一七番のうち実測七八・二九平方メートル、一二六番一のうち実測二九〇・〇七平方メートル、一二六番二のうち実測三六・七二平方メートル、一二七番一のうち実測六九〇・一五平方メートル、一二八番一のうち実測一五九・四〇平方メートル 七番一、八番一、一一番一、一二番、一三番、一四番 九五番一のうち実測二・八三平方メートル、九六番のうち実測八五・四四平方メートル 一〇二番三のうち実測一四・六八平方メートル 右の地域に介在する道路敷及び水路敷、石川県河北郡津幡町字加茂ろ一七番に南接し同二〇番に南接するまでの水路敷のうち実測二八・四五平方メートル、同一七番に南接する水路敷に南接し同二〇番に南接する水路敷に南接するまでの道路敷のうち実測二二六・六八平方メートル、同二五番一に南接する水路敷に南接し同三八番に南接する水路敷に南接するまでの道路敷、同二九番に北接し同三一番に北接するまでの水路敷、同三二番に東接し同三八番に南接するまでの水路敷のうち実測二〇七・四六平方メートル、同四六番一に北接し同五二番に北接するまでの水路敷、同五二番と同五三番に挟まれ同六九番と同七〇番に挟まれるまでの道路敷のうち実測三八一・〇〇平方メートル、同五三番に北接し同五九番に北接するまでの水路敷、同六一番一に南接する道路敷に南接し同八四番に東接する道路敷に東接するまでの水路敷のうち実測七三六・六〇平方メートル、同六一番一に南接し同八四番に東南接する道路敷のうち実測一〇二一・五七平方メートル、同六二番一に北接し同六九番に北接するまでの水路敷、同九〇番と同九一番に挟まれる道路敷の